令和４年(2022年)１１月２２日

福祉部障害者支援課

下関市こども発達センター等に係る指定管理候補者の選定結果について

　下記のとおり、下関市こども発達センター等に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。

　指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和４年第４回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

１　選定の概要

　(1) 施設の概要

　　ア　下関市こども発達センター

　　　(ｱ) 名　　称　　下関市こども発達センター

　　　(ｲ) 所 在 地　　下関市幡生本町２６番１２号

　　　(ｳ) 施設内容　　福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」、

発達支援事業、地域療育等支援事業

　　イ　下関市こども発達センターどーなつ

　　　(ｱ) 名　　称　　下関市こども発達センターどーなつ

　　　(ｲ) 所 在 地　　下関市幡生新町１番１０号（下関市立中央こども園内）

　　　(ｳ) 施設内容　　児童発達支援事業、発達支援事業

　　ウ　下関市こども発達センター豊浦

　　　(ｱ) 名　　称　　下関市こども発達センター豊浦

　　　(ｲ) 所 在 地　　下関市豊浦町大字川棚６８９５番地１

（下関市豊浦総合支所庁舎内）

　　　(ｳ) 施設内容　　児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業

　(2) 指定期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

　(3) 指定管理候補者の概要

ア　名称　　　社会福祉法人下関市社会福祉事業団

イ　所在地　　　下関市唐戸町４番１号

ウ　主な業務内容　社会福祉事業の経営

２　選定までの経緯

(1) 選定までのスケジュール

令和４年　９月２０日　非公募により申込書の受付開始

　　令和４年１０月　５日　申込書の受付締切

　　令和４年１０月２５日　下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）を

開催

令和４年１１月　１日　下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）か

ら下関市長が意見書を受理

　　令和４年１１月　７日　下関市が指定管理候補者を選定

　(2) 申込資格

ア　法人税、法人市県民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中でないこと。

ウ　指定管理者の責に帰すべき事由により、過去２年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

カ　過去２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあっては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

キ　センター等の管理運営に不可欠な資格（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）を有している者を配置することができること。

(3) 申込状況

申込書提出団体　　社会福祉法人下関市社会福祉事業団

３ 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）を開催し、申込団体から提出された事業計画書、収支計画書、経営状況を説明する資料等及び申込団体のプレゼンテーション等により総合的に審査された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を指定管理候補者として選定しました。

４　下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）の委員（５人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
| 学識経験者 | 赤堀　方哉 | 学校法人梅光学院　梅光学院大学学長補佐　子ども学部教授 | 委員長 |
| 経営に関する有識者 | 髙橋　貞暢 | 一般社団法人山口県中小企業診断協会中小企業診断士 |  |
| 福祉に関する有識者 | 西川　ひとみ | 社会福祉法人下関市社会福祉協議会　常務理事 |  |
| 利用に関する有識者 | 宮川　雅美 | 下関市民生児童委員協議会主任児童委員会　会長 |  |
| 管理運営に関する有識者 | 野坂　隆夫 | 下関市福祉部　部次長 |  |

※委員長は、委員の互選により決定

５　選定基準

　　各委員１００点満点の採点方式により選定することとし、最低制限基準は、各委員の採点の平均点が６０点としました。

　※詳細は、別紙１「下関市こども発達センター等指定管理候補者選定審査基準」のとおり。

６　指定管理候補者選定委員会の審査結果

　(1) 審査結果

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ委員80.0点 | Ｂ委員72.0点 | Ｃ委員78.0点 | Ｄ委員78.0点 | Ｅ委員74.0点 | 合計382.0点 | 平均76.4点 |

※Ａ～Ｅ委員は、４で表記する委員の氏名順とは異なります。

　(2) 指定管理候補者選定委員会の答申

各委員の採点の平均点が６０点以上であることから、指定管理候補者の選定基準に達しているため、社会福祉法人下関市社会福祉事業団を下関市こども発達センター等の指定管理候補者として適当と認める。

(3) 議事録（要点）

　　別紙２「下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）議事録」のとおり

７　選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、社会福祉法人下関市社会福祉事業団を指定管理候補者に選定しました。

　(1) 選定された団体の提案内容

　　別紙３「事業計画書・収支計画書」のとおり

(2) 選定の主な理由

　　ア　下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第１項各号の選定基準を満たしているため。

　　イ　下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

８　指定管理料（提案額）

１年あたり　　　　４４，６００，０００円

５年間の合計額　２２３，０００，０００円